


<p>○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>税務課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

◎岡山県規則第三十七号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は法第四百四十四条の二十八」を「、法第四百四十四条の二十八又は法附則第十二条の二の七の二第八項若しくは第九項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。